平成２４年（フ）第２６５号
山梨県南巨摩郡富士川町小林字八幡西2245番地５
破産者　新光ダイカスト工業株式会社
１　決定年月日　平成26年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
山梨県韮崎市穴山町5064番地
破産者　甲信建機株式会社
１　決定年月日　平成26年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
山梨県甲府市大里町2623番地の49
破産者　有限会社徳栄工業
１　決定年月日　平成26年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
愛知県江南市慈光堂町北174番地の２
破産者　株式会社ミズノ
１　決定年月日　平成26年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２号
山口県防府市大字田島1461番地の３　市住33棟582号
破産者　原田　孝則
１　決定年月日　平成26年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
福島市鎌田字舟戸29番地の１
破産者　丸嘉福島食品株式会社
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
横浜市緑区青砥町215番地１　クレストフォルム中山512号
破産者　株式会社ノアブレイン
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
金沢市東力３丁目105番地
破産者　株式会社尚和
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
島根県江津市後地町2366番地
破産者　新生建設有限会社
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第８８号
愛媛県今治市常盤町４丁目１番地１
破産者　今治織物工業協同組合
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１号
熊本県菊池市旭志伊坂287番地、前住所熊本県荒尾市川登1773番地23
破産者　田中　　修
１　決定年月日　平成26年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第３号
青森県弘前市大字石川字村元10番地10
破産者　齋藤日呂美
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２６号
青森県八戸市大字糠塚字鶉久保26番地32、前住所青森県八戸市西白山台１丁目９番１号
破産者　大久保悦子
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
福島県いわき市平神谷作字細谷29番地
破産者　鈴木　新寿
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１４３号
茨城県日立市諏訪町１丁目15番24号
破産者　古川　貴大
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１４４号
茨城県日立市諏訪町１丁目15番24号
破産者　長久保桂子（旧姓古川）
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５７号
茨城県日立市小木津町３丁目16番27―506号
破産者　手塚　　悟
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２号
茨城県日立市滑川町３丁目７番１―201号
破産者　佐藤　一雄
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３号
群馬県太田市藪塚町439番地６
破産者　山藤マサ子
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１４１９号
埼玉県蕨市塚越７丁目16番８号　リフレ川口201号、旧住所埼玉県蕨市塚越６丁目16番４号　渡部ハイツ201号
破産者　岩上　孝弘
１　決定年月日　平成26年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係